

令和 7 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 2 月 1 4 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和7年第2回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第1号議案	公立学校管理職人事異動について
第2号議案	令和7年度学校給食実施計画について
第3号議案	令和6年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について
第4号議案	令和7年度赤穂市一般会計予算について
第5号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6号議案	赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 春季休業中における生徒指導について

第 1 号議案

公立学校管理職人事異動について

公立学校管理職の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第 2 号議案

令和 7 年度学校給食実施計画について

令和 7 年度学校給食実施計画について、別紙のとおり計画したい。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和7年度給食実施計画

1 給食人員

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	備考
幼稚園		10	643	170	109,310	
小学校		10	2,149	183	393,267	
中学校		5	1,240	168	208,320	
特別 支援 学校	小学部	1	69	175	12,075	
	中高等部		137	175	23,975	
合計		26	4,238		746,947	

注1 給食人員は職員を含む。

2 給食費

区分		1食当り 給食費 (円)	年間給 食日数 (日)	年間 給食費 (円)	平均 月額 (円)	4月～2月 徴収金額 (円)	3月 徴収金額 (円)	備考
幼稚園		264	170	44,880	4,080	4,100	3,880	
小学校		292	183	53,436	4,858	4,900	4,436	
中学校		331	168	55,608	5,055	5,100	4,608	
特別 支援 学校	小学部	292	175	51,100	4,645	4,700	4,100	
	中高等部	331	175	57,925	5,266	5,300	4,925	

注1 各学校園とも8月は徴収しない。

注2 特別支援学校は、毎月の清算徴収とする。

3 給食費の原価計算

(1) 1食当り給食費の内訳

区 分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合 計 (円)	備 考
幼稚園	67.29	71.69	123.21	1.81	264.00	
小学校	79.40	71.23	139.56	1.81	292.00	
中学校	93.42	71.23	164.54	1.81	331.00	

(2) 1食当り主食費の計算

区 分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給 食日数 (日)	1食当り 主 食 費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	52.87	37	1,956.19	71.30	133	9,482.90	11,439.09	170	67.29
小学校	56.88	38	2,161.44	85.30	145	12,368.50	14,529.94	183	79.40
中学校	60.29	39	2,351.31	103.44	129	13,343.76	15,695.07	168	93.42

(3) 1食当り牛乳費の計算

区 分	量 (cc)	価格 (円)	1食当り 牛 乳 費 (円)	備 考
幼稚園	200	66.38	71.69	
小学校	200	65.95	71.23	
中学校	200	65.95	71.23	

(4) 1食当り副食費の計算

区 分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	年間給 食日数 (日)	1食当り 副 食 費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)			
幼稚園	137.63	37	5,092.31	119.20	133	15,853.60	20,945.91	170	123.21
小学校	162.08	38	6,159.04	133.66	145	19,380.70	25,539.74	183	139.56
中学校	197.67	39	7,709.13	154.52	129	19,933.08	27,642.21	168	164.54

(5) 1食当り事務経費の計算

費 目	役員費 (千円)	消耗品費 (千円)	印刷製本費 (千円)	合 計 (千円)	年 間 給 食 人 員 (人)	1食当り 事務経費 (円)	備 考
予算額	1,035	316	1	1,352	746,947	1.81	

令和7年度 給食実施計画対前年度比較表

1 給食日数・人員・給食費

(上段:7年度)

(中段:6年度)

(下段:比較)

区分		校園数 (校園)	給食人員 (人)	年間給 食日数 (日)	年間給 食人員 (人)	1食当り 給食費 (円)	1人当り 給食費 (円)
幼稚園		10	643	170	109,310	264	44,880
		10	710	174	123,540	254	44,196
		0	△ 67	△ 4	△ 14,230	10	684
小学校		10	2,149	183	393,267	292	53,436
		10	2,185	186	406,410	278	51,708
		0	△ 36	△ 3	△ 13,143	14	1,728
中学校		5	1,240	168	208,320	331	55,608
		5	1,257	173	217,461	313	54,149
		0	△ 17	△ 5	△ 9,141	18	1,459
特別支援学校	小学部	1	69	175	12,075	292	51,100
		1	64	170	10,880	278	47,260
		0	5	5	1,195	14	3,840
	中高等部	(1)	137	175	23,975	331	57,925
		(1)	126	170	21,420	313	53,210
		0	11	5	2,555	18	4,715
合計		26	4,238		746,947		
		26	4,342		779,711		
		0	△ 104		△ 32,764		

2 給食費計算明細

(1) 1食当り給食費の内訳

(上段:7年度)

(中段:6年度)

(下段:比較)

区分	主食費 (円)	牛乳費 (円)	副食費 (円)	事務経費 (円)	合計 (円)
幼稚園	67.29	71.69	123.21	1.81	264.00
	57.84	70.69	122.50	2.97	254.00
	9.45	1.00	0.71	△ 1.16	10.00
小学校	79.40	71.23	139.56	1.81	292.00
	65.79	70.23	139.01	2.97	278.00
	13.61	1.00	0.55	△ 1.16	14.00
中学校	93.42	71.23	164.54	1.81	331.00
	75.51	70.23	164.29	2.97	313.00
	17.91	1.00	0.25	△ 1.16	18.00

(2) 1食当り主食費の計算

区分	パン給食			米飯給食			合計金額 (円)	1食当り 主食費 (円)
	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)	単価 (円)	回数 (回)	金額 (円)		
幼稚園	52.87	37	1,956.19	71.30	133	9,482.90	11,439.09	67.29
	51.78	38	1,967.64	59.53	136	8,096.08	10,063.72	57.84
	1.09	△ 1	△ 11.45	11.77	△ 3	1,386.82	1,375.37	9.45
小学校	56.88	38	2,161.44	85.30	145	12,368.50	14,529.94	79.40
	54.76	39	2,135.64	68.71	147	10,100.37	12,236.01	65.79
	2.12	△ 1	25.80	16.59	△ 2	2,268.13	2,293.93	13.61
中学校	60.29	39	2,351.31	103.44	129	13,343.76	15,695.07	93.42
	58.37	39	2,276.43	80.50	134	10,787.00	13,063.43	75.51
	1.92	0	74.88	22.94	△ 5	2,556.76	2,631.64	17.91

学校給食費改定の概要

1. 趣旨

国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加等を背景に、令和3年の後半から始まった物価の高騰は、依然として高水準で推移しています。

学校給食に関しては、兵庫県学校給食会の定める県下同一価格である主食・牛乳の令和5・6年度における大幅な引上げ、今夏の猛暑や大規模災害、物流等の影響による野菜や食肉等の副食費の上昇傾向等により、年間を通じた安定的な食材の確保、予算の執行に苦慮している状況です。

本市では、学校給食食材納入業者の登録年度（2年に1回）に翌年度の給食費を見直すことを基調としており、本来であれば次回改定は令和8年度であります。現行の献立の多様性や質の確保、児童生徒等の成長に必要な栄養価を維持するためには、主食と牛乳の価格上昇分を副食費で減額調整することは難しいと判断したため、令和7年度においても給食費の改定を行います。

2. 給食費の改定

(1) 現在の給食費（R6改定）

（単位：円）

区分	1食あたりの単価					月額
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計	
幼稚園	57.84	70.69	122.50	2.97	254.00	4,100
小学校	65.79	70.23	139.01	2.97	278.00	4,800
中学校	75.51	70.23	164.29	2.97	313.00	5,000

※保護者負担額は令和3年度額で据え置き、差額は無償化事業として交付されています。

(2) 単価設定の考え方

ア 主食費については、6年産精米の売渡価格について、令和7年1月提供分からの増額に加え令和7年4月以降分はさらに23～24%程度値上げのされること、製パン・炊飯基本加工賃が4%程度値上がりすること等の通知があったことから、幼・小・中の区分ごとに相応額を加算します。

イ 令和6年10月の献立を令和3年度単価で比較検討

- ・毎月発注分・・・野菜6品、肉類4品、魚類2品
- ・年間契約分・・・調味料・加工品等8品

(3) 改定後の給食費案

（単位：円）

区分	1食あたりの単価					月額*1	改め 月額
	主食費	牛乳費	副食費	事務経費	合計		
幼稚園	67.29	71.69	123.21	1.81	264.00	4,080	4,100
小学校	79.40	71.23	139.56	1.81	292.00	4,858	4,900
中学校	93.42	71.23	164.54	1.81	331.00	5,055	5,100

*1：7年度計画 幼170日・小183日・中168日

近隣各市の給食費等比較表

※令和6年10月時点

項目 市町名	年度	小学校		中学校	
		年間 喫食数	1食当り 単価	年間 喫食数	1食当り 単価
姫路市	R6	189回	270円	189回	300円
	R7	189回	290円	189回	320円
神河町	R6	186回	295円	186回	295円
	R7	187回	310円	187回	310円
市川町	R6	193回	244円	193回	275円
	R7	195回	244円	195回	275円
福崎町	R6	180回	282円	177回	328円
	R7	180回	282円	177回	328円
赤穂市	R6	186回	278円	173回	313円
	R7	183回	292円	168回	331円
宍粟市	R6	183回	305円	183回	373円
	R7	184回	316円	184回	399円
太子町	R6	184回	261円	165回	319円
	R7	184回	288円	165回	353円
上郡町	R6	184回	270円	165回	320円
	R7	184回	300円	165回	350円
佐用町	R6	185回	340円	185回	370円
	R7	185回	340円	185回	370円
たつの市	R6	183回	285円	170回	322円
	R7	183回	307円	170回	349円
平均	R6	185回	283円	179回	322円
	R7	185回	297円	179回	339円

第 3 号議案

令和 6 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について

令和 6 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について、その意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第 4 号議案

令和 7 年度赤穂市一般会計予算について

令和 7 年度赤穂市一般会計予算について、その意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第 5 号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

第 6 号議案

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

赤穂市学校給食調理員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当
するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 春季休業中における生徒指導について

(公 印 省 略)
赤 教 学 第 号
令 和 7 年 月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和6年度 春季休業中における生徒指導について (通達)

春季休業は、児童・生徒が学校を離れ、家庭や地域で過ごす中で、自主的自律的な生きる力を育むよい機会であるとともに、教職員にとって最も多忙な時期であり、新年度への準備を進める大切な時期です。また、幼児児童生徒や保護者にとっては、4月からの新学期への期待が膨らむ時期でもあります。教職員として、これらを十分に理解し、不安や悩みを乗り越えるための支援や、安心できる居場所となる学校環境づくりを進めていくことが必要です。そのために、幼児児童生徒や保護者の声に耳を傾け、必要な場面で積極的に関わり、心のつながりを深めることがより重要になってきます。

新年度に向かうこの時期には、幼児児童生徒が自らを振り返り、今後の生活設計や目標設定を改善・深化させることで、一人一人の未来に明るい希望をもつことができる指導が求められます。家庭生活における感染予防を含めた安全指導とトラブル防止等の指導への注意喚起を継続するとともに、新学年のスタートへの意欲を高める指導が重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実態や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させるとともに、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 春季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が春季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

○一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。

○交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

○感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないよう努める。

○必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

○家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 春季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や春季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力

行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）や「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。
- ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。
- 幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。
- 児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。
- 不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒は禁止
- ・ヘルメットを着用

※詳細は、警察庁、内閣府ホームページを参照

- 令和6年11月1日の道路交通法改正により、
 - ・スマートフォンなどを操作したり、傘を差したりしながらの「ながら運転」
 - ・イヤホンを使用して安全な運転に必要な音声が聞こえない状態での運転
 - ・「並進可」の道路標識がある道路以外での並進
 - ・「二人乗り」
 等が罰則の対象となっていることから、自転車運転時の安全指導を徹底する。
- 通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。